

訴 状

平成30年7月27日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 東 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橘 真理夫
同	(主任) 川 上 資 人

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 6935万6752円

(訴訟救助申立のため印紙貼付しない)

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、6935万6752円及びこれに対する平成29年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 亡シン・アルジュン・バハドゥール

シン・アルジュン・バハドゥール（以下、「亡アルジュン氏」という。）は、1977年10月23日生まれのネパール生まれの男性であり（死亡時39歳）、2016年11月26日、在留資格「技能」で来日したところ、本書面「第2」にて詳述するとおり、2017年3月13日、拾った他人名義のクレジットカードをただ所持していたということで占有離脱物横領罪で逮捕されて新宿警察署に留置され、同年同月15日、東京地方検察庁において取調べ中に意識不明の重体となり、日本大学駿河台病院（以下、「日大病院」という。）に緊急搬送の末、同日14時46分頃死亡した者である。（甲1）（甲2）

2 原告

原告アンビカ・ブダ・シンは、亡アルジュン氏の妻である（甲3）。

3 被告ら

(1)国

被告国は、東京地方検察庁（東京都千代田区）において、その公権力の行使に当たる公務員である亡アルジュン氏捜査担当検察官を任用するものである。

(2)東京都

被告東京都は、新宿警察署（東京都新宿区）において、その公権力の行使に当たる公務員である氏名不詳警察官らを任用するものである。

第2 死亡に至る経緯

- 1 2017年3月13日（月）午後4時頃、新宿区大久保百人町の店舗において、亡アルジュン氏がおもちゃの銀行券を使用して買物を

しようとしたところ、これを不審に思った店主が警察に通報し、新宿警察署員が臨場し、所持品検査を行った。この際に、亡アルジュン氏が同日の約3ないし4日前に遺失物届が出されていた他人名義のクレジットカードを所持していたことが分かり、警察は亡アルジュン氏を新宿警察署まで任意同行し、午後4時20分に到着後、事情聴取を行った。

- 2 やがて亡アルジュン氏は、同カードを路上で拾ったと供述したため、翌14日（火）午前0時25分、同署にて占領離脱物横領罪で通常逮捕され、同日午前3時頃まで取調べを受けた。

亡アルジュン氏は結核の既往症がある旨を申し出たため、警察は検査が完了するまで亡アルジュン氏を留置場に入れることをせず、最寄りの専門医（国立国際医療センター）を予約の上、翌朝の診察時間まで、亡アルジュン氏を取調室で待機させた。

- 3 3月14日（火）午前9時頃、警察は亡アルジュン氏を国立国際医療センターまで護送したが、被疑者扱いであったのですぐに受診することはできず1時間近く車の中で待機させられた。この際、同人は複数回嘔吐しており、37度8分の発熱が認められ、頭痛を訴えていた。結核検査等を行ったところ、陰性の結果であった。嘔吐・発熱・頭痛の点については、急性胃腸炎ないし風邪であるとの診断がなされ薬が処方された。

なお、同日朝、警察は亡アルジュン氏に対して朝食を提供しているが、亡アルジュン氏は白米には一切手を付けず、おかずを少し食べただけであった。

- 4 亡アルジュン氏が新宿署に戻ったのは午後3時頃であった。亡アルジュン氏は昼飯としてコッペパン2つを1時間ほどかけて食べた。その後、結核が陰性だったことから亡アルジュン氏は、午後4時

頃に留置場に入れられた。雑居部屋であったが、房には他に被疑者はおらず、亡アルジュン氏一人だけが入っていた。この際、亡アルジュン氏は午後4時半から午後5時頃に身体検査をしてシャワーを浴びさせられている。亡アルジュン氏は夕食でも白米には手を付けておらず完食していない。

同日夜、亡アルジュン氏は、午後9時の消灯時刻を過ぎても寝付くことができず、起き上がったたり、独り言をブツブツと発したりしており、ほとんど寝ていなかった。

- 5 2017年3月15日(水)午前6時半の起床時に、亡アルジュン氏は新宿警察署留置係の警察官から布団を自分で布団倉庫へ戻すよう命じられた。しかし、亡アルジュン氏は、言葉が分からないため、かかる命令に従うことができず、布団を留置室の出入口付近の廊下にいる留置係員に対して投げるように渡した。

警視庁刑事部刑事総務課刑事特別捜査係の松浦稔警部によれば、この際に当該留置係員が亡アルジュン氏に対して注意をしたが、言葉が通じず、亡アルジュン氏は、開いたままの留置場ドアから廊下に出てしまった。留置係員は、亡アルジュン氏を連れ戻して、布団は留置係員が仕舞うので部屋に残るよう亡アルジュン氏に対して伝えたが、言葉が通じず、亡アルジュン氏は再び廊下に出て行ってしまった。そこで留置係員は亡アルジュン氏を掴まえて制止した。すると亡アルジュン氏は、暴力は振るわなかったが、留置係員の言葉が分からなかったのか制止に従わず、留置係員との間で押し問答になった。留置係員はネパール語の留置規則を亡アルジュン氏に見せたが、なお亡アルジュン氏が留置係員の指示に従わなかったため、午前6時52分頃、亡アルジュン氏は保護室に収容された。

- 6 保護室に収容後も亡アルジュン氏が反抗的態度を崩さなかったた

め、ほぼ同時に警察は亡アルジュン氏に対して戒具の使用を開始した。

この時、亡アルジュン氏に対して3つの戒具が使用された。1つ目は、ナイロン製の拘束具で、ベルト手錠と呼ばれるものである。ベルト手錠は、ベルトにより被使用者の腹を絞め付け苦痛を生じさせて反抗を抑圧するとともに、ベルトに設けられた2つの小さなベルトに両手を通して締め上げることで両手も拘束することができる。ベルトなので強く引っ張ることにより、かなりの強度で締め付けることが可能な戒具であり、革製のベルト手錠の使用により刑務所で死亡した者も存在する。

2つ目は、捕縄（ほじょう）と呼ばれる戒具である。足首を留めて両足を拘束するもので、紐に二つの輪っかが付いた形状であるが、これも締め上げればかなりの強度で足首を締め付けることができる。

3つ目は、ロープであり、膝を固定して足をばたつかせないように拘束するために用いられた。

松浦警部によれば、保護室に収容されている間、亡アルジュン氏は一人で暴れ続け、右のこめかみを保護室の壁面の金網に強打し、裂傷を生じたということである。

7 同3月15日（水）午前9時17分頃、検察官送致のための準備を開始したが、松浦警部によれば、亡アルジュン氏が暴れる状況が続いたため、警察は、午前9時18分にベルト手錠のみ解除し、両手首の戒具を護送用の手錠に付け替え、膝及び両足首の戒具の使用は継続した。亡アルジュン氏は戒具により歩行できない状態であったので、車椅子に乗せられて東京地方検察庁に押送された。

亡アルジュン氏は午前10時前に検察庁に到着したが、松浦警部によれば亡アルジュン氏は検察庁でも暴れ続けたために戒具の使用

が継続された。

8 午前10時45分頃、検察官の取調べが開始されたが、この際も両手両膝脚の戒具は装着されたまま、車椅子にさせられた状態で取調室まで連れていかれた。

松浦警部によれば、取調べ開始後も亡アルジュン氏が机を蹴るなどしたため、検察官は戒具を外さなかった。この時点から通訳が付いた。

午前11時前になって、検察官が「片手だけにしよう。」と言って、亡アルジュン氏の手錠の片方のみを解除するよう指示して、同席していた警察官が片方の手錠を外したところ、亡アルジュン氏は暴れなくなり、大きくのけぞった。最初、検察官らは、前日に寝ていなかったことから寝ているんじゃないのかと考えたが、揺り動かしても全く反応しないので、これはおかしいという話になり直ちに119番通報した上で、午前11時頃に戒具を全て解除した。

この際、検察庁にいた医師が急行し、心肺停止していたため自動体外式除細動器（AED）を使用した。起動条件を満たさなかったようで、AEDは起動しなかった。その後、ドクターカー（医師が乗っている救急車）が到着し、持参の除細動器（AEDとは異なり、「自動」ではない。）に反応し、一度は心拍が再開した。そして日本大学の駿河台病院（以下、「日大病院」という）に救急搬送されたが、2017年3月15日午後2時47分に死亡が確認された。

第3 死因について

1 病院収容時の写真から見る外表所見

- (1) 日大病院で撮影された亡アルジュン氏の全身写真（甲1）を見ると、四肢を中心に著明な赤褐色の皮膚変色が認められる。

0010744423, シン アルジュン バハトウ



2017/03/15 14:52:07

これは皮下に出血した血液が、薄い皮膚を通して見えているものである。皮膚変色は、打撲による「第三者による外傷」と考えられがちであるが、本件では、少なくとも松浦警部の説明を前提とすれば亡アルジュン氏が暴行を受けた事実はなく、むしろ四肢及び腹部が

戒具により継続的かつ広体積にわたって強く拘束されていた事実が認められるので、「拘束による外傷」の結果と考えるべきである。

- (2) 特に、手首部分より先に認められる変色は著明で、全体的な腫脹も伴っており、戒具拘束による阻血が関与していると考えられ、この部分は「拘束による外傷」であることは明白である。

0010744423, シン アルジュン バウトウ



2017/03/15 14:52:51

- (3) 身体の表面から皮膚の色をみて、赤黒い変色が認められるのであ

るが、これは皮膚の直下に貯留した血液の色を見ているだけで、皮膚の下にある筋肉内への出血は必ずしも見えているわけではない。しかし、皮下を通してこれだけの変色があるのであるから、これとは別に、筋肉内には相当な出血が生じていることは明らかである。解剖すれば、皮下の組織内には血液が充満しているはずで、相当な血腫が認められよう。

- (4) 皮膚変色とは、先述の通り、皮下に出血した血液が皮膚を通して見えているものであるが、この皮下の出血は、すぐに吸収が始まり、1週間もすれば、皮下出血部分の辺縁に、吸収による黄色い皮膚変色が認められる。ところが、本件ではその吸収が認められないことから、この皮下出血は少なくとも、数日以内に発生したものである。

2 亡アルジュン氏の死因について

- (1) 亡アルジュン氏は2017年3月15日11時53分に日大病院に収容され、11時56分に採血が行われ、血液ガス・生化学検査が行われている。その血液検査結果を日大病院のカルテより抜粋する。

40	AST (GOT)	2157	HH	38	8	再検済	U/L
41	ALT (GPT)	784	HH	44	4	再検済	U/L
42	LD (LDH)	5170	H	220	106	溶血 再検済	U/L
43	ALP	353	H	335	117		U/L
44	γ-GTP	476	H	73	12	再検済	U/L
45	コリンエステラーゼ (ChE)	207		450	200		U/L
46	CPK	4523	H	253	54	再検済	U/L
47	CPK-MB	54	H	25以下		再検済	U/L
63	カリウム (K)	8.2	HH	5	3.6	溶血 再検済	mmol/L
68	CRP	0.61	H	0.2以下			mg/dL

- (2) 42番のLD、46番のCPKは筋肉に多く含まれる酵素である。40番のAST、41番のALTは肝臓にも多く含まれているが、筋肉にも多く含まれている。亡アルジュン氏はこれらの酵素が、基準値上限の数十倍以上もあり、異状高値であるといえる。これらの酵

素、特に LD、CPK は主に筋肉の中に局在しており、普通の状態では、これらの酵素がこのように大量に血中に出てくることはない。筋肉内にある酵素が血液に出てくるということは、何らかの原因により筋肉が壊れ、そこから筋肉の中にある酵素が血液中に漏れ出してきているのである。よって、亡アルジュン氏の血液中にこれらの酵素が認められるということは、亡アルジュン氏の筋肉細胞が壊れていたことを意味する。

- (3) 戒具による手足の拘束は、左右の手あるいは足を締め付けて動けなくするもので、この状態を緊縛とも呼ぶ。この時、手足を圧迫するので、圧迫部位以下の部分に血液が流れなくなり、血管は、動脈、静脈ともほぼ完全に遮断される（図 1）。

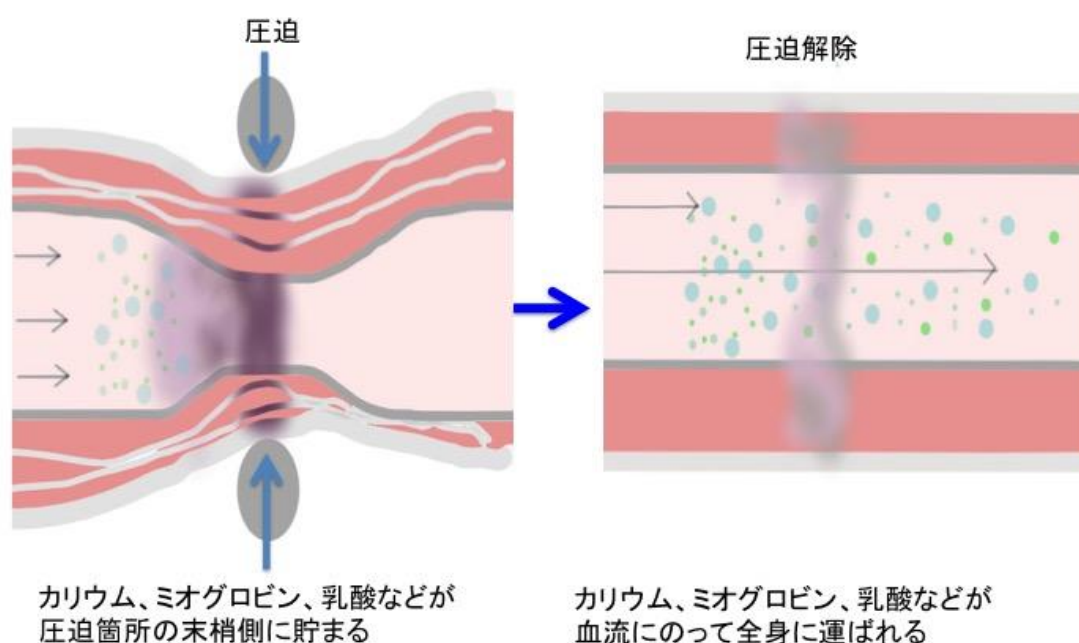


図 1 身体圧迫による阻血と圧迫解除後に発生する現象

この圧迫が継続的であれば、酸素や栄養がほとんど筋肉に届かない

ので、筋肉は腐敗、壊死することになり、筋肉を構成する細胞は壊れる。この時、筋肉細胞内にある、筋肉内酵素や、カリウム、後述のミオグロビンなどが細胞外に出て来る。本件の筋肉酵素が高値であるのは、それが起こったという証である。

- (4) 身体の細胞は、血液から栄養と酸素の供給を受けており、血液の供給が滞れば細胞は壊死する。手足の拘束は、血液の供給を滞留させるものであるから、これを行う場合は、一定時間ごとに拘束を解き、血液を流すことが必要である。そうしなければ、筋肉が虚血により壊死する。四肢の整形外科手術にて出血量を軽減させる目的で使用されるターニケット（止血帯）は、その使用時間に関しては、神経筋組織障害の危険性から1回90分程度としているところが多く、それ以上の手術操作が必要な場合は、1回ターニケットを緩め血液を循環させ、10～15分のインターバルを導入する方法が一般的である。

筋肉が虚血により壊死した場合、結果的に暴力などで筋肉が損傷した場合と同様の現象が生ずるが、影響が緊縛部位以下全体の筋肉に及ぶことになるので、筋肉を打撲するような暴力よりは、より広い範囲の筋肉に強い損傷が生じることになる。緊縛を行うと、血液が通わないので、筋肉や組織が強く壊死し、場合によっては腐敗することになる。

この状態で不用意に緊縛を解くと、筋肉、組織の壊死により生じた物質や、細胞から漏れ出したものが全身をめぐり、身体を傷つけるので、場合によれば人は死に至る。したがって、緊縛を解く場合は、素人的に対応するのではなく、専門医（多くは透析医）に相談の上、適切な処置を行う必要がある。具体的には、緊縛された部位より中枢側を縛って筋肉、組織の腐敗により生じた物質や、細胞か

ら漏れ出したものが全身をめぐるないようにした上で、透析を行いながら緊縛を外さなければならない。

- (5) 本件では血中カリウムが8.2と異状高値である。カリウムはそのほとんどが筋肉細胞など細胞内にのみ存在しているため、通常、その血中濃度は低い。これはカリウムの基準値からも明らかである。カリウムの血中濃度が高いということは、他の筋肉酵素の値と合わせて考えると、筋肉が外傷や腐敗壊死などにより壊れ、そこから血中に出てきたものと考えざるを得ない。カリウムには心毒性がある。つまり、血中のカリウム値が一定値（7mg程度）を超えると心臓が停止するのである。本件では、8.2mgであるからその条件を十分満たしている。手足の緊縛が解かれたとき、急激に血行が回復し、筋肉壊死で生じていたカリウムが全身に流れ出したはずであるから、主たる死因はカリウムであった。緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、少なくとも30分以内に死に至ることが多い。このように、緊縛が解かれて血行が再開し、筋肉壊死で生じたカリウムなどの有害物質が全身を循環した結果死に至る病態を筋挫滅症候群という。

- (6) 以上より、亡アルジュン氏の死因は、水分の欠乏した状態での、身体、特に四肢の継続的かつ比較的広体積にわたる拘束の結果、筋肉が壊死を起こし、壊れた筋肉細胞からカリウムが漏出していたところ、3月15日午前9時18分及び同日午前11時頃、亡アルジュン氏の拘束を不用意かつ急激に解いた結果、血中カリウム値の累計が7mgを超え、心臓に到達し、心停止を招いた筋挫滅症候群であるといえる。

第4 注意義務違反等

1 被告東京都

- (1) 本件において、亡アルジュン氏は、警視庁新宿警察署の警察官らによって、ナイロン製のベルト手錠及び捕縄等で両手首、腹部、膝、足首を体の広い部分を継続的かつ広体積にわたって緊縛され、壊死した筋肉細胞からカリウムが漏出した状態で、3月15日午前9時18分及び同日午前11時頃に拘束が突然解かれたために、血中カリウム値の累計が7mgを超え、心臓に到達して心停止に至り、死亡したものである。
- (2) その緊縛態様も、①筋肉細胞が壊死してカリウムが漏出するほどであったこと、②亡アルジュン氏死亡後に撮影された写真（甲1）で亡アルジュン氏の両手が異常に膨張していること、③白っぽい比較的広い帯状の阻血の跡が残っていること等の事実から、過度に強度かつ広体積に締め付けられていたことが明らかである。
- (3) このように、過度の緊縛につながるため、ナイロン製のベルト手錠は、非常に危険であるとされ、2004年4月21日には、和歌山県警察署において、ナイロン製のベルト手錠で拘束された50歳代の男性が死亡している。

この際に、日本弁護士連合会は、国家公安委員会委員長及び警察庁長官宛に2004年5月12日付で日弁連総第10号「防声具・鎮静衣・ベルト手錠廃止の申入れ」（以下、「申入れ」という。）を行い、以下のとおりその危険性を指摘した（甲4）。

「ナイロン製のベルトは、被疑者留置規則に基づき制定された「留置場において使用する戒具の制式および使用手続きに関する訓令（警察庁訓令第18号）」所定の「ベルト手錠」と呼ばれるものです。これは、腰ベルトの左右に手首を固定するための輪が設けられ、後部で止める形態の戒具であり、名古屋刑務所における死傷事件を惹起し、かつ、法務省が昨年10月より廃止した旧「革手錠」

と同様の機能を有するものです。本件における使用の態様いかに
にかかわらず、それ自体として極めて危険な戒具であることは言
うまでもありません。」

また、挫滅症候群は、阪神淡路大震災で広く知られるようになった。同震災では、落下物に身体を挟まれた結果、血行が途絶して筋
肉組織が壊死する者が多くいた。そして、救助活動の際に、不用意
に落下物が除去されて血行が再開し、筋肉壊死で生じたカリウム
などの有害物質が全身を循環した結果死に至ったのである。この
ような震災の被害を通して、筋挫滅症候群の存在が広く知られる
ようになり、処置のあり方も検討されてきたのである。

このように、ナイロン製のベルト手錠は、過去に死亡事件も起こ
しており、その際にその危険性を指摘されてもいるのである。

したがって、警視庁新宿警察署の警察官らは、ナイロン製のベル
トを戒具として使用する際には、その危険性に十分留意して、使用
時に締め付ける際はもちろん、使用後に解除する場合においても
前述のような筋挫滅症候群が発生しないよう、専門医に相談の上、
必要に応じて中枢側の止血や透析など適切な処置を行うべき注意
義務を負う。

- (4) それにもかかわらず、警視庁新宿警察署警察官らは、ナイロン製
のベルト手錠が過去に死亡事件を起こしている事実や、「申入れ」
で指摘されたナイロン製のベルト手錠の危険性をなんら顧みるこ
となくこれを漫然と使用し、亡アルジュン氏の四肢の血流を妨げ
て筋肉細胞の壊死を起こして、これを漫然と解除することにより
亡アルジュン氏の血中カリウム値を累計で7 mg を超えさせ、ア
ルジュンの死亡結果を招いたものであり、このような警察官らの
行為は、明らかに職務上尽くすべき注意義務を欠いており、故意ま

たは過失が認められる。

2 被告国について

- (1) 亡アルジュン氏は、緊縛によって壊死した筋肉細胞から漏出したカリウムが心臓に達して心停止を招いて死亡したものであるが、このような挫滅症候群による死亡結果は、緊縛を適切に解くことで回避できる。警察官同様、担当検察官も、ナイロン製のベルトを戒具として使用する際には、その危険性に十分留意して、使用時に締め付ける際はもちろん、使用後に解除する場合においても前述のような筋挫滅症候群が発生しないよう、専門医に相談の上、必要に応じて中枢側の止血や透析など適切な処置を行うべき注意義務を負う。
- (2) それにもかかわらず、亡アルジュン氏捜査担当検察官検察官は、緊縛を適切に解除することなく、突然その拘束を解き、これによって亡アルジュン氏の血中カリウム値を7 m g を超えさせ、心臓に到達させて亡アルジュン氏の死亡を惹起した。検察官このような検察官の行為は、明らかに職務上尽くすべき注意義務を欠いており、故意または過失が認められる。

3 共同不法行為

亡アルジュン氏は、以上のとおり、警視庁新宿警察署警察官らにより、過度の継続的かつ広体積に及ぶ緊縛行為によって筋肉を壊死されカリウムの漏出を惹起され、警視庁新宿警察署警察官ら及び東京地方検察庁の亡アルジュン氏捜査担当検察官検察官による不適切な緊縛解除行為によって血中カリウム値を累計で7 m g を超えさせ、この一連の行為によって死に至っており、警察官らと亡アルジュン氏捜査担当検察官検察官の行為は共同不法行為を構成する。

第5 損害の発生等

1 逸失利益

(1) 考え方

最高裁判所第三小法廷判決平成9年1月28日は、非正規滞在外国人の逸失利益について、以下のように述べる。

まず、同判決の事案は、「在留期間を超えて我が国に残留している外国人が、被上告人有限会社改進黨で就労中に労災事故に被災して後遺障害を残す傷害を負ったため、使用者である被上告会社等に対して損害賠償を求める」というものである。

そして、逸失利益の考え方として以下のように判示した。

「財産上の損害としての逸失利益は、事故がなかったら存したであろう利益の喪失分として評価算定されるものであり、その性質上、種々の証拠資料に基づき相当程度の蓋然性をもって推定される当該被害者の将来の収入等の状況を基礎として算定せざるを得ない。損害の填補、すなわち、あるべき状態への回復という損害賠償の目的からして、右算定は、被害者個々人の具体的事情を考慮して行うのが相当である。こうした逸失利益算定の方法については、被害者が日本人であると否とによって異なるべき理由はない。したがって、一時的に我が国に滞在し将来出国が予定される外国人の逸失利益を算定するに当たっては、当該外国人がいつまで我が国に居住して就労するか、その後はどこの国に出国してどこに生活の本拠を置いて就労することになるか、などの点を証拠資料に基づき相当程度の蓋然性が認められる程度に予測し、将来のあり得べき収入状況を推定すべきことになる。そうすると、予測される我が国での就労可能期間ないし滞在可能期間内は我が国での収入等を基礎とし、その後は想定される出国先（多くは母国）での収入等を基礎として逸

失利益を算定するのが合理的ということが出来る。そして、我が国における就労可能期間は、来日目的、事故の時点における本人の意思、在留資格の有無、在留資格の内容、在留期間、在留期間更新の実績及び蓋然性、就労資格の有無、就労の態様等の事実的及び規範的な諸要素を考慮して、これを認定するのが相当である。」

その上で、同判決は、同事案の判断について以下のように述べ、非正規滞在の外国人労働者で退去強制を免れないとしても、労災事故後、会社を退職した日の翌日から3年間は日本で就労することを前提に逸失利益を算定している。

「上告人は、パキスタン回教共和国（パキスタン・イスラム共和国）の国籍を有する者であり、和六三年一月二八日、我が国において就労する意図の下に、同共和国から短期滞在（観光目的）の在留資格で我が国に入国し、翌日から被上告会社に雇用され、在留期間経過後も不法に残留し、継続して被上告会社において製本等の仕事に従事していたところ、平成二年三月三〇日に本件事故に被災して後遺障害を残す負傷をしたものであり、その後も、国内に残留し、同年四月一九日から同年八月二三日までの間は別の製本会社で就労し、更にその後は、友人の家を転々としながらアルバイト等を行って収入を得ているが、出入国管理及び難民認定法によれば、最終的には退去強制の対象とならざるを得ないのであって、上告人について、特別に在留が合法化され、退去強制を免れ得るなどの事情は認められないというのである。」「右事実関係の下において、上告人が本件事故後に勤めた製本会社を退社した日の翌日から三年間は我が国において被上告会社から受けていた実収入額と同額の収入を、その後は来日前にパキスタン回教共和国（パキスタン・イスラム共和国）で得ていた収入程度の収入を得ることができたものと認

めるのが相当である。」

(2)本件について

これを本件についてみると、亡アルジュン氏は、2011年12月頃（ネパール歴2068年9月11日頃）に在留資格「技能」で初めて来日し、愛知県や埼玉県等で調理師として勤務してきた。その後、2度ネパールに短期帰国するものの、2017年3月15日に死亡するまで、約6年にわたり、継続的に日本で働いていた。そして、死亡時も、有効な在留資格を有しており、今後も日本で就労する意思を有していた。

上記判例では、上告人は適法な在留資格を有さず、非正規滞在者として日本に残留して働いていたものであるが、それでも3年間は日本で就労が見込まれたと認定されている。

これに対して、亡アルジュン氏は、死亡時に専門職である「技能」の在留資格を有しており、これからも日本で就労する意思を有していた。さらに、2011年に来日して以来、6年間にわたり日本で就労してきた実績を有している。これらの事実に鑑みれば、亡アルジュン氏は、本件加害行為がなければ、2017年3月16日以降も、少なくとも6年間は日本において就労したものと見える。そして、死亡時に亡アルジュン氏は無職であったため、男性労働者全産業平均年収額（549万4300円）を基準とし、これに生活費控除率30%を考慮し、6年間のライブニッツ係数（年金現価）を乗ずると、亡アルジュン氏の2023年までの逸失利益は

$$5,494,300 \text{ (円)} \times (1 - 0.3) \times 5.0757 = 19,521,193 \text{ (円)}$$

となる。

次に、2023年3月16日以降の逸失利益について、亡アルジュン氏の出身国であるネパール連邦民主共和国については、その経

済成長に伴う賃金・物価の上昇を考慮に入れる必要がある。ネパールの一人当たり GDP (PPP) の推移を検討すると、2006年は1579ドルであったところ、2017年は2679ドルと、年率平均5%の経済成長を達成している。(甲5)。亡アルジュン氏の就労期間を67歳までと仮定すると、67歳となる2045年のネパールの一人当たり GDP の予測値は、5375ドルとなる。そして、亡アルジュン氏がネパールに帰国すると仮定される2023年から2045年の期間の一人当たり GDP 予測値の平均は4010ドルとなる(甲6)。これは、現在の為替レートで円に直すと約44万1100円(1ドル110円)である。よって、亡アルジュン氏の、ネパールに帰国すると仮定される2023年以降の逸失利益は少なくとも年額40万円とするべきである。したがって、亡アルジュン氏のネパール帰国後就労可能期間とされる67歳までの逸失利益は、40万円×(1-0.3)×13.163=1053万0400円となる。

よって、本件不法行為がなければ、亡アルジュン氏は2017年3月16日から2023年3月15日までは1952万1193円、2023年3月16日から67歳となる2044年までは1053万0400円、合計3005万1593円の経済的収入を得ることが出来ていたはずであるから、同氏は同額について逸失利益の損害を負う。

2 慰謝料

(1) 亡アルジュン氏本人

亡アルジュン氏は、一家の支柱であるため、慰謝料額は、交通事故の場合であっても2800万円が相当である。

本件は、交通事故ではなく、捜査機関の故意の緊縛行為によって生じた死であるから、その慰謝料額は少なくとも3000万円を下

ることではない。

(2)原告アンビカ・ブダ・シン

亡アルジュン氏の妻である原告アンビカ・ブダ・シンは、突然夫を亡くしたものであり、その固有の精神的損害は300万円を下らない。

3 弁護士費用

本件は事実関係及び医学的見地において複雑な事件であるところ、原告らが訴訟を迫るためには弁護士による支援が不可欠である。したがって、弁護士費用も相当因果関係に含まれ、被告らに負わすべき弁護士費用としては上記損害額合計6305万1593円の1割である630万5159円が相当である。

4 合計

よって、損害額の合計は、6935万6752円である。

第6 結論

よって、原告は、被告らに対し、国家賠償法1条1項に基づき、連帯して、6935万6752円及びこれに対する不法行為の行われた日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載の通り

付属書類

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 訴状副本 | 2 通 |
| 2 | 甲号証の写し | 各 3 通 |
| 3 | 証拠説明書 | 3 通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1 通 |

当 事 者 目 録

Pirekot 05 Pandusain Bajura Nepal

(ピレコット 5 区 パンドウセイン バジュラ郡
ネパール連邦民主共和国)

原告 Ambika Budha Singh (アンビカ・ブダ・シン)

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所 (送達場所)

電 話 (03) 3341-3133

F A X (03) 3355-0445

上記原告代理人弁護士 鬼 東 忠 則

同 弁護士 小 川 隆 太 郎

同 弁護士 川 上 資 人

〒107-0061

東京都港区北青山3丁目6番7号 青山パラシオタワー11階

橘法律事務所

電話 03-5464-8611

FAX 03-5464-8612

上記原告代理人弁護士 橘 真理夫

〒100-0013

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 上川 陽子

〒 1 6 3 - 8 0 0 1

東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 - 1

被 告 東京都

代表者都知事 小池 百合子